

消費者庁「地方消費者行政に関する先進モデル事業（見守りネットワークの活性化）」
消費生活協力員・協力団体養成事例講座（第2講座）

山梨県における 消費生活協力員・協力団体制度の活用

山梨県総合県民支援局県民生活支援課
令和7（2025）年11月19日

1. 山梨県について（令和7年4月1日現在）



- ・県庁所在地：甲府市
 - ・面積：4,465.27 km²
 - ・市町人口：約79万人
 - ・市町村数：27市町村（13市・8町・6村）
 - ・富士山、南アルプス、八ヶ岳などの山岳地帯に囲まれた内陸県

2.消費者行政担当部署について

県民生活支援課（消費生活・食の安全担当）

- ・消費者行政の総合調整
(消費生活審議会・消費生活紛争処理委員会・消費者安全確保地域協議会等運営、消費者基本計画の推進・計画策定)
- ・消費生活協力団体等育成事業
- ・消費生活協力員委嘱
- ・消費者ホットライン
- ・消費者行政強化交付金
- ・消費者教育・啓発
(消費者月間・消費生活情報誌の発行（かいじ号）、大学と連携した消費者啓発事業等)
- ・消費者団体等育成指導
(設立認可、変更認可等及び指導検査、表彰関係)
- ・法執行
(消費生活条例・景品表示法、家庭用品品質表示、消費生活用製品安全法等)

山梨県県民生活センター

- ・消費生活相談
(契約トラブル、詐欺、商品・サービスの品質などに関する相談対応)
- ・無料弁護士相談
- ・斡旋・助言
- ・消費生活協力員委嘱
- ・消費者教育・啓発
(消費者月間・消費生活情報誌の発行（かいじ号）、出前講座等)
- ・情報発信
(SNSなどによる注意喚起、啓発)
- ・高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン
- ・見守りネットワーク
- ・法執行
(消費生活条例・景品表示法、家庭用品品質表示、消費生活用製品安全法等)

3. 山梨県の消費生活協力員・消費生活協力団体について

- 昭和52～平成27年度まで条例に基づき「消費生活相談員」を委嘱。
- 消費者安全法に伴い消費生活条例を改正（H28.4.1施行）し、「消費生活協力員」とした。
- また、地域において多様な主体による見守り活動を推進するため、高齢者等の見守り等に関する協定を締結した金融機関等を消費生活協力団体として委嘱することとして、消費生活条例（H29.4.1施行）を改正し「消費生活協力団体」を追加。

【消費生活協力員】

- 要件：県内在住20歳以上
- 選考方法：市町村長及び消費者団体の代表者の推薦・公募により選考し委嘱
令和6～7年度委嘱 公募 11名応募（募集人員15名程度）
- 人數：（R7.10月末時点）78名（定員85名）27市町村に設置
→市町村推薦 57名 公募推薦 15名
消費者団体推薦 13名
- 任期：2年 現協力員任期（R.6.4.1～R8.3.31）
- 活動内容：
 - ①消費者安全の確保に関する情報の住民への周知及び消費者安全の確保のための活動を行う住民に対する情報提供等の協力
 - ②住民の消費者被害、被害の恐れ等、消費者安全の確保に関する情報について市町村の相談窓口又は県民生活センターへ情報提供又は相談の取次ぎ
 - ③高齢者等に対する消費者被害等に関する見守り活動、その他国又は地方公共団体等が行う施策への協力
- 研修：消費生活協力員研修（県民生活センターで実施年2回）

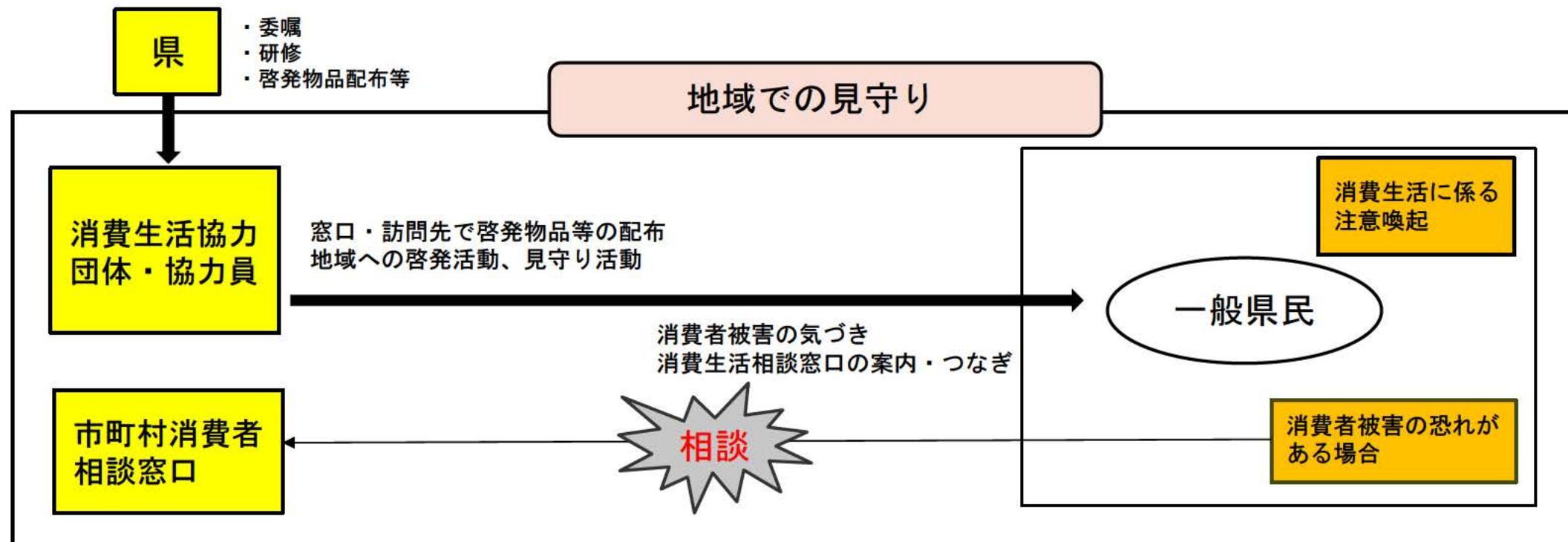
【消費生活協力団体】

- 県内の各地域で活動又は活動拠点を持つ団体
- ※県又は市町村との連携実績及び市町村の要望を踏まえ委嘱
H29.4 県内5金融機関を委嘱 H30新たに生活協同組合等6団体を委嘱
- 山梨中央銀行 山梨県生活協同組合連合会
- 甲府信用金庫 生活協同組合パルシステム山梨長野
- 山梨信用金庫 生活協同組合ユーコープ
- 都留信用組合 生活クラブ生活協同組合
- 山梨県民信用組合 山梨大学生活協同組合
- 山梨県労働者共済生活協同組合

○今年度団体活動

- ・啓発ウェットティッシュやチラシを協力団体に配布。
- ・今年9月1日（月）に行政・生協懇談会を開催。
- ・啓発活動を行うための必要な知識等に関する学習会・研修会を開催予定。

4.消費生活協力員・消費生活協力団体の活動内容について



- ・消費者安全の確保に関する情報の住民への周知
- ・消費者安全の確保のための消費者教育、啓発活動等の実施
- ・住民の消費者被害、被害の恐れ等、消費者安全の確保に関する情報について市町村の相談窓口又は県民生活センターへ、情報提供又は相談の取次ぎ
- ・高齢者等に対する消費者被害防止等に関する見守り活動、その他国又は地方公共団体等が行う施策への協力

5.消費生活協力員の活動事例について

- ・県から配布された資料をもって、高齢者宅を訪問し、説明を行った。
- ・困っている方の相談に乗り、県民生活センター窓口を紹介した。
- ・自治会で消費者トラブルに関する出前講座を行った。
- ・「見守り新鮮情報」を地元自治会に組回覧を行っており、地域の方からは、未然にトラブルを防ぐことができたと感謝の声が寄せられた。
- ・水道の点検だといって来た業者と契約をしてしまい困っている高齢者がいた際に、協力員が自ら業者と話をして、解約に至った。
- ・高齢者見守り活動を行う中で詐欺に気づき、被害を防止することができた。
- ・村内に詐欺電話があったと情報を受けて高齢者宅へ訪問、電話での注意喚起を行った。
- ・病院、美容院、温泉施設、宿泊施設に関係パンフレットを置いてもらった。



5.消費生活協力団体の活動事例について

- ・毎日の活動において、異常を察知した場合は状況に応じて市町村や警察等に通報する地域見守り活動を行っている。
- ・県から提供されたウェットティッシュやチラシを県民に配布し啓蒙活動を実施した。
- ・訪問時に新聞受けに新聞が残っており、呼びかけにも応答がなかったことから異変を感じ、実娘に連絡。実娘が実家を訪れたところ、母親が倒れているのを発見し、救急車を呼んで病院へ搬送された。
- ・活動中、周りを見回している高齢女性に声をかけたところ、「自分の名前は分かるが、家がわからない」と話していたため、市役所に連絡をし、同行した。
- ・携帯電話を使用しながらのATM振込中だったので、不審に思い声をかけたところ詐欺が発覚した。
- ・高齢世帯の家庭での注文量が明らかに多くなったときは認知症の可能性もあるため、配達時に積極的に声掛けをした。
- ・高齢顧客にかかわらず不自然に感じた際は、振り込め詐欺防止のためのアンケートを実施して防止に努めている。



6.その他、消費者安全確保地域協議会

目的：県民の安全・安心な消費生活を確保するため、見守りネットワーク構築等をはじめとする取組を推進する。

構成員：県及び市町村の消費者行政職員並びに関係機関の代表

組織：構成員全員による全体会議と行政職員を除く関係機関代表による専門家部会から構成する。

令和7年度山梨県消費者安全確保推進会議

日 時：令和7年4月22日（火） オンライン会議にて開催
議 題：第2次消費者基本計画に基づく県の消費者施策等について
県民生活センターの事業概要について
県民生活センターより研修
県委嘱の消費生活協力員・協力団体との連携等について
家庭品品質表示法・消費生活製品安全法に係る事務について
地方消費者行政現況調査について
消費者行政強化交付金関係事務について

〈構成団体〉

- ・山梨県県民生活支援課
- ・山梨県県民生活センター
- ・市町村の消費者行政担当課
- ・山梨県警本部保安課
- ・山梨県警本部生活安全企画課
- ・山梨県弁護士会
- ・山梨県司法書士会